

# ハラスメント防止のためのしおり

本校のすべての学生が、ハラスメントや暴力等を受けることなく、快適な環境の中で学ぶことができるとともに、これらが生じた場合には、適切な措置を行います。

## 1. ハラスメントとは

相手に不利益や不快感を与える言動により、個人の尊厳を傷つけるものであり社会的に許されない行為です。

### セクシュアルハラスメント

・わいせつな冗談 不必要な身体接触 性別差別

### パワーハラスメント

・仲間外れにする（無視） 暴言・非難 威圧的行為

### アカデミックハラスメント

・教職員から学生への不適切な言動  
・学生から教職員への暴言

### 暴力

・暴力による障害 大声で怒鳴るなど恐怖感を与える

## 2. ハラスメントを受けたと感じた場合

無視したり受け流したりしない

相手に嫌なことは「いや」と意思表示する

相手の言動が改善されない場合は、具体的に事実を記録、説明できるようにしておく

## 3. 相談窓口

ハラスメントや暴力に遭ったら・・・発生状況や内容を直ちに伝えましょう！  
関係する方のプライバシーは厳守し、迅速かつ適切に対処します。

### 【相談窓口】

学内 相談員 看護科長（教員室） 副校長（管理課）

実習中 担当教員 実習指導者 病棟責任者（師長）

（患者さんや家族、その他、医療従事者等、実習の関係者からハラスメントをうけた場合）

☞ 『ハラスメント相談申込書』（裏面）を記入のうえ、以下の専用メールアドレス宛に提出してください。このアドレスは、学内の相談員（副校長・看護科長）のみ閲覧できます。

アドレス：yokokan08.ep8n@pref.kanagawa.lg.jp

※口頭での相談も可能です。

## 4. ハラスメントを起こさないために

- ・相手の立場に立って考え、お互いの人格を尊重しましょう。
- ・悪意がない行動でも、相手から不快と受け止められるとハラスメントになる可能性があります。
- ・日頃から相手に不快な思いをさせていないか考え思いやりのある言動を心がけましょう。